(表面)

措置内容等報告書

令和○○年△△月□□日

新潟市長

○○ ○様

すべて記載することが出来ない 場合は、「別紙のとおり」と記載 し、別紙を添付すること。他の 項目も同じ。

報告者 住 所 新潟市中央区○○○○1-2-3

氏 名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する、律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。

院来例がた2次の旧前で関する「平旭日が約別の水が20 の施足に基づら、00 c 40 7 年間 0 c 7 。		
管理票		①01234567890 ②12345678901
父	付年月日	①令和○年○月○日 ②令和○年○月○日
運搬又は処分産業廃棄		1特別管理産業廃棄物()) 2 との他の産業廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず)
運搬又は処分産業廃棄		① ○市××町△△番△△号 5 m³ 複数ある場合は、発生場所 ② ○市××町△△番△△号 15 m³ ごとに記入すること。
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②~⑤に該 当する場合にあっては、当該 事由が生じた年月日		 ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (以下「施行規則」という。)第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき(年月日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき(年月日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき(年月日) ⑤ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき(年月日)
※運搬又は 処分の受	氏名又は名称	○○環境株式会社
託者	住 所	○○市××町△△番△△号
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法		従前より委託していたが、○月○日以降の委託分についてマニフェストD(又はE票)が未返却であるため、処分業者○○へ連絡したところ破産したことが判明した。
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容		破産管財人と協議した結果、現委託契約を解除し、処分業者〇〇の敷地内にある廃棄物を引取ることで合意。新たな処理業者と委託契約し搬出する。搬出日程は〇月下旬を予定。搬出計画の詳細については、後日、新潟市へ連絡する。 なお、搬出までの間、〇〇〇〇など飛散防止措置等を行う。また、搬出時に管財人立会いのもと、搬出量の記録を行う。

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は 水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物 の数量」の欄にその数量を記載すること。
 - 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
 - (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
 - ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
 - ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
 - ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
 - ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の 5第4項の規定による通知をした者
 - ⑤の場合 法第 14 条の3の2第3項(法第 14 条の6において準用する場合を含む。) の規定による通知をした者
 - 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)